茨城県不妊治療費助成事業

県では、不妊治療を行っている方の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部に助成を行っています。
助成の対象は、**保険適用となる生殖補助医療と併用して実施した保険適用外の先進医療にかかる費用です。**
県は、助成事業を行う市町村に対して補助を行っており、申請先は、お住まいの市町村となります。

1　助成の対象となる治療

・保険適用となる生殖補助医療と併用して実施した保険適用外の先進医療
・先進医療の実施医療機関として厚生労働省へ届出を行っている又は承認されている保険医療機関で実施された先進医療

※先進医療を単独で実施した場合は、対象となりません。
※生殖補助医療を全額自己負担で実施した場合や、一般不妊治療との併用した場合は、対象となりません。
※他の助成制度により、助成を受けている場合は、対象になりません。

先進医療と実施医療機関はこちら（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan02.html

先進医療の各技術の概要はこちら（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan03.html

2　助成の対象者　次の全ての要件に該当している方が対象です。

（1）法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦
（2）治療開始日における妻の年齢が 43 歳未満であること
（3）治療の開始日から申請日までの間、 夫又は妻のいずれか一方が県内に住所を有すること
（4）治療の終了日が令和7年4月1日以降であること

※助成の実施主体である市町村によって要件が異なる場合があります。

3　助成額

1回の治療につき　**上限4万円**

※県は市町村に対して補助を行います。助成を受けるには、お住まいの市町村が助制度を実施している必要があります。
※助成の実施主体である市町村によって助成額が異なる場合があります。

4　助成回数

初回申請の治療開始日における妻の年齢が	39歳までの方……通算6回まで
	40歳～42歳の方…通算3回まで

※保険診療の回数に準じます。1子ごとに回数はリセットできます。

5　申請手続き

お住まいの市町村の申請書と必要書類を添えて、市町村窓口へ申請してください。申請期限に、ご注意ください。

6　お問い合わせ

（1）各市町村の助成事業の内容、手続きの方法について・・・お住まいの市町村
（2）県の助成事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・県福祉部子ども政策局少子化対策課　母子保健担当
電話番号　029-301-3257

（令和７年７月作成）